

入管庁管第 2965 号
開海発 0730 第 1 号
令和 8 年 7 月 30 日

外国人技能実習機構 総 務 部 長 殿
指導援助部長 殿
技能実習部長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公 印 省 略)
厚生労働省参事官(海外人材育成担当)
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震による災害に伴う技能実習への対応について(依頼)

令和 8 年熊本地震(以下「熊本地震」という)による災害に伴う技能実習への対応については、令和 8 年 7 月 29 日付け入管庁管第 2923 号、開海発 0729 第 1 号「令和 8 年熊本地震で被災した技能実習事業所での復旧作業について」によりお知らせしているところですが、今般、下記のとおり技能実習特別相談窓口の設置及び技能実習に関する届出等について連絡するので、監理団体・実習実施者宛のリーフレット(別添 1)等により、被災した監理団体、実習実施者及び技能実習生への対応に遺漏なきようよろしくお願いします。

また、技能実習生手帳アプリにおいては、言語別の災害情報も掲載していますので、引き続き、技能実習生に対する周知をよろしくお願いします。

なお、状況を踏まえ、その他必要な措置等を講じた場合は別途お知らせします。

記

1 技能実習特別相談窓口の設置について

熊本地震に関して、監理団体、実習実施者及び技能実習生からの相談に的確・適切に対応するため、外国人技能実習機構本部、福岡事務所及び熊本支所に技能実習特別相談窓口(以下「特別相談窓口」という)を設置し、相談を受け付けること。特別相談窓口の対応に当たっては必要に応じて、応援態勢を検討すること。

特別相談窓口は、監理団体及び実習実施者については外国人技能実習機構本部、福岡事務所及び熊本支所に設置すること。また、技能実習生向けは外国人技能実習機構本部の母国語相談において対応すること。

なお、相談対応に当たっては相談者が被災者であることを考慮し、寄り添った対応を心がけること。

2 届出等について

実習実施者が熊本地震による被災により技能実習の継続が困難となった場合又は技能実習計画の変更を余儀なくされた場合には、技能実習実施困難時届出や技能実習計画の変更認定申請等が必要となるので、監理団体及び実習実施者へ周知すること。

技能実習実施困難時届出については、技能実習制度運用要領（令和 8 年 4 月出入国在留管理庁・厚生労働省編）第 4 章第 10 節及び第 5 章第 10 節により、困難になった事由が発生してから 2 週間以内の提出を求めているところであるが、状況を勘案し、提出が可能となった段階において速やかに届け出させることとしても差し支えない。

なお、在留期限が到来する技能実習生に係る相談があった場合は、最寄りの地方出入国在留管理官署を案内すること。

3 実習先の変更について

実習実施者が熊本地震により被災し、事業の継続が困難となっており、かつ技能実習生が実習の継続を希望する場合は、監理団体（企業単独型技能実習については企業単独型実習実施者。以下同様。）の責任において新たな実習先を探すことになる。

監理団体も被災し、又は傘下企業等に受入先が見つからないなど、スムーズな実習先の変更を行うことができない場合も想定されるので、その場合は外国人技能実習機構において実習先の変更に係る支援を行うこと。

4 監理事業の休止について

監理団体が熊本地震による被災により監理事業の全部又は一部を休止しなければならなくなった場合には、事業休止届出書の提出が必要となるので監理団体へ周知すること。

5 相談件数の報告について

特別相談窓口において対応した報告については、別添 2 により集計し、実績を主務省庁に報告すること。提出期日については別途、連絡する。